

要傳寺檀信徒規定

(規定の目的・適用)
第一条 この規定は、要傳寺の檀信徒に関する基準を定めることを目的とする。

(檀信徒の定義)

第二条 要傳寺檀信徒とは、日蓮宗の教義を信行し、要傳寺(以下、「寺」という。)の護持発展に協力する檀徒(檀家)および信徒(信者)をいう。
檀徒は、日蓮宗の教義を信行し、日蓮宗及び所属する寺の護持に当り、寺の檀徒名簿に記載された者をいう。
信徒は、日蓮宗の教義を信行し、日蓮宗及び帰仰する寺の維持を助け、寺の信徒名簿に記載された者をいう。

(檀徒ならびに信徒の資格)

第三条 檀徒になろうとする者は、「要傳寺入檀誓約書」(別紙様式)に、別に定める入檀料を添えて願い出る。
信徒になろうとする者は、「要傳寺入信誓約書」(別紙様式)をもって願い出る。
相続等により名義人に変更が生じた場合は、その旨を届け出るものとする。
入檀料は如何なる場合も之を返金しない。

(檀徒ならびに信徒の権利)

第四条 檀徒は、「要傳寺墓地使用願」により、寺の墓地を使用することができる。
檀徒ならびに信徒は、住職の許可を得て、寺の本堂・客殿・境内地等の施設を利用することができる。

(檀徒ならびに信徒の義務)

第五条 檀徒は、その家に仏壇と先祖の位牌等を安置し、葬儀・法要・典札・仏事の一切を寺に委嘱する。
檀徒ならびに信徒は、寺の法要・行事等に参加し、寺の事業に協力する。
檀徒は必ず護持会に入会する。信徒の護持会入会は任意とする。
檀徒ならびに信徒は、その住所等を変更した場合は、速やかにその旨を寺に届け出なければならぬ。

(総代・世話人・役員)

第六条 寺に総代三人、世話人ならびに役員若干名を置く。
総代は、寺の檀信徒のうちから、寺の住職が現任総代に諮って選定し、日蓮宗の代表役員に届け出るものとする。
3 総代・世話人・役員は、資格、選定、任期及び職務については、別途、宗教法人「要傳寺」規則(以下、寺院規則という。)に定めるところとする。

(護持会)

第七条 この法人に護持会を設け、檀信徒で組織する。
2 護持会の職員の数、選定及び任期については、別途、要傳寺護持会規程に定めるところとする。
3 護持会は、この法人の資力その他信行増進に関することを行う。
4 護持会の財源は、檀信徒から納付される会費によってまかなわれる。

(檀信徒資格の取り消し)

第八条 以下の各号の一つに該当するときは、檀徒名簿または信徒名簿より除名することができる。
ア、檀信徒のうち、宗義に違反し、信仰を妨げる者。
イ、檀信徒のうち、寺の護持発展に協力せぬ者。
ウ、檀徒のうち、典札・葬祭等を他に委託した者。
エ、檀信徒のうち、信仰を改めた者。
オ、檀信徒のうち、離檀を申し出た者。

附則

本規定は、平成二十四年九月十六日より施行する。
本規定施行以前より檀信徒ならびに総代・世話人・役員たる者は、本規定によりそれぞれ檀信徒ならびに総代・世話人・役員となりたるものと見なす。
令和元年五月五日、第七条2項の「寺院規則」を「要傳寺護持会規程」に改める。

以上